

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人 古 木 会

令和 7 年度事業計画

社会福祉法人 古木会
理事長 木下 勝之

ここ数年の介護事業所については、人手不足が続いています。特に令和 6 年度は、特別養護老人ホーム、グループホーム等の施設系と、訪問介護・看護の訪問系事業については、厳しい運営が続いてきました。令和 7 年度もこの環境の大きな改善は見込めないのではないかと予想していましたが、やや明るい兆しもあります。令和 6 年末から 7 年の年明けにかけ、人手不足が顕著だった中町グループホームや成城アルテンハイムで、新たな常勤職員を複数名採用できました。中町グループホーム「ふるさと」は、4月から管理者交代になるとともに、令和6年秋から7年2月までに経験のある常勤職員も複数採用できました。職員が増員できたことで重い人件費負担になっている派遣職員を3月までに終了し、経営の刷新を図っています。

このように最近は紹介会社からの多いのですが、ハローワークからの直接応募などがあり少し期待しており、施設系においては慢性的な人手不足はやや解消できそうです。

令和 6 年度の介護報酬の増額はなく、経営は厳しい状況です。特にグループホームのベッド管理が大変です。広報活動が不得意なところがあるので、令和 7 年度はホームページや介護施設サイトを利用した募集も検討していきます。

成城アルテンハイム

昨年度は令和5年度の大規模改修の影響により、減少した利用者を徐々に回復してきましたが、まだまだ改修前には届いていないので令和7年度も新規利用者の獲得に努める必要があります。世田谷区内には、特別養護老人ホームが増えています。入所者の待機者リストを活用し、長期入所を前提に短期入所を利用していただき、待機期間を短くするとともに短期入所の稼働率を上げて行く方針としました。

また、上記に説明したように職員不足がやや改善したとはいえもう少し増やす必要があります。定着を図りつつ、採用も継続します。

通所系サービス

通所系のサービスについては、鎌田ケアセンターの施設改修後徐々に利用者依頼は戻りつつあり、令和7年度も安定した経営は可能と予測していますが、介護職員不足は続いています。同様に祖師谷ケアセンターにおいても、経営は安定していますが

鎌田ケアセンター同様人手不足と新たな職員採用にはつながっていません。引き続き安定した運営ができるよう採用活動を継続します。

成城ケアセンターについては、なかなか増収がはかれていません。活動内容の見直しを行っていますが、近隣に多くの通所施設が増え他との差別化が図れていないことが原因と考えています。

在宅系サービス

訪問介護事業

訪問介護職員は、ここ数年で徐々に減少した上に新たな採用ができず、サービスが縮小傾向です。常勤・非常勤・登録職員のいずれも採用が難しい状態です。世田谷区内では、最低賃金のアップに伴い職員の離職及び採用困難が顕著になったことと、介護報酬の引き下げもあり事業継続が困難となり閉鎖する事業所が多く発生しています。サービスを依頼するケアマネジャーは、訪問介護利用を希望する依頼者のプランに合わせて対応できる事業者を探すのに苦勞をしている現状です。

当法人も同様の運営状況が続いています。令和 7 年度も継続して採用活動を行い、安定した事業運営ができるように務めます。

訪問看護事業

成城訪問看護ステーションでは、令和 5 年度から徐々に訪問件数の減少がみられ、令和 6 年度上半期は収支が 10 万円程度の黒字になってしまいました。これほどの落ち込みはステーション開設後はじめてのため、下半期に向けた運営及び営業方法について検討した結果、現在は右肩上がりに回復しています。地域の居宅支援事業所との連携や、当法人で運営している地域包括支援センターとの連携を深くした結果と判断しています。令和 7 年度は、さらに地域の医療機関や地域のサービス事業所への働きかけを行い、事業の拡大を図ります。

人手不足で事業を縮小していたサテライト中町訪問看護ステーションについては、令和 7 年度 2 月以降職員採用が複数できています。今年度は、職員の定着を図り事業拡大を目指します。精神科訪問看護も対応できるよう、採用した職員にはすでに研修計画を立てています。

居宅介護支援事業

低迷を続けていた中町介護保険サービスを令和 7 年 3 月で廃止し、中町の職員を成城介護保険サービスへ異動することを計画しています。令和 7 年 4 月から、船橋あんしんすこやかセンターを新たに世田谷区から受託し運営を開始します。それに伴い、成城・祖師谷介護保険サービスへの新規依頼が増えることが予想されるためです。ケアマネジャーは、まだまだ不足しているので 7 年度も採用を継続して行きま

す。

地域包括支援センター事業

令和 7 年 4 月から、船橋あんしんすこやかセンターが新たに加わり、当法人で運営する地域包括支援センターは 5 カ所になります。世田谷区内では、世田谷区社会福祉事業団と同じ数になります。令和 6 年 3 月から始まったプロポーザル方式による選定に応募し、9 月に 5 カ所が選定されました。令和 7 年 4 月からの開所に向けて人の採用等に準備をしてきています。令和 7 年度は、まずはセンターの安定した運営を図ります。船橋地区への地域住民に対し、当法人が運営することを認識していただけるよう、前法人よりも実態把握の数を増やすことを目指します。

また、成城・祖師谷・喜多見・梅丘あんしんすこやかセンターについては、これまでの事業内容をさらに充実させ地域住民へのサービスが滞ることのないように運営していきます。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

上記で説明したように令和 6 年度の 3 カ所のグループホームの運営は、人手不足の対応に迫われましたが、徐々に採用ができ職場環境も徐々に改善されつつあります。7 年度はさらなる職員の定着を図るため、引き続き採用は継続します。

また、中町グループホーム「ふるさと」の 1 階部分については、3 ユニット目のグループホームとしての再開を第 1 優先に目指していますが今後の採用と入所者の獲得を考えると、軽費老人ホームへの転換も候補として検討しています。世田谷区や東京都と相談しながら、早期に判断していきます。

生活協力員事業

令和 7 年度、世田谷区より新規に 2 カ所受託(祖師谷・大原)

令和 7 年度より委託金が 1.44 倍となり、1,227 万円→1,771 万円(544 万円増)

① 令和 7 年 4 月 1 日より、都営祖師谷 4 丁目アパートを受託する

7 年度は、それまでいた協力員が急遽退職したため、世田谷区の予算が間に合わず、業務内容、委託金額とも縮小し実施する。

令和 8 年度より本格受託する。

② 令和 7 年 10 月 1 日より、世田谷区営グリーンヒル大原を受託する。下半期 6 ヶ月分。

令和 8 年度より本格実施する。

地域貢献事業

継続事業

- ① 法人本部と梅丘あんしんすこやかセンターとの共催による「梅カフェ」を毎月1回、年12回実施予定。延べ100人程度の参加を見込む。
- ② 烏山グループホームに於いて、ひとり親世帯への支援として、食品等の無料配布を行っている NPO 法人と協力し、施設の一部を提供し配布作業の支援を実施する。毎月第4月曜日、年12回実施する。年間1,000世帯を見込む。
- ③ 地域の健康体操などの自主活動グループ「新木会」に、成城本部多目的ホールを開催場所として提供をする。毎月2回、年24回、240名程度の参加を見込む。
- ④ 「世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会」と連携し、全体会議に参加する。相談支援型のフードパントリー、災害時の対応、人材確保などをテーマとする。必要に応じて研修会を実施し、それに参加する。

居住支援特別手当事業

東京都の居住支援特別手当事業は、令和7年度も令和6年度と同じ内容で実施されます。介護職には月額1万円（勤務5年未満は1万円加算）、介護支援専門員には、月額1万円。東京都居住支援特別手当事業対象外の職員については、法人居住支援特別手当を継続し、福利厚生の実施をはかります。

介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算は、令和6年10月にそれまでの介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を1本化した、介護職員等処遇改善加算が創設され計画書を提出しました。加算率が引き上げられ、配分方法も変更になっています。令和7年度も引き続き実施予定です。

事業計画書

(1) 事業方針

令和6年度ベッド稼働状況については、令和7年1月末の段階で令和5年度と比較すると特養は延人数1,081人増、ショートステイ延人数1,136人増、稼働率では特養83.9%から89.5%、またショートステイ稼働率31.5%から69.4%と増加となった。ショートステイの稼働数の増加要因として、新規利用者及びそのリピーター数が増加したものではなく、世田谷区保健福祉課地域支援担当や居宅支援事業所からの身体機能の急変や家族等の周辺環境等の理由から急遽在宅生活の継続が困難となり緊急受入（ショートステイ）かつ長期的利用（特養）の相談の受け入れ数が多く特養入所や他滞在场が確定するまで待機期間のショートステイ利用をされたことが主因である。その主因となった層が特養等の入所へ移行した際にショートステイの稼働は激減する状況でもある。しかし逆を言えば、本人様及び家族様等の疾病などを理由に急遽在宅生活の継続が困難となり施設入所を考える層があり、その受け入れを獲得していくことがショートステイにおいては特に重要であるといえる。

特養についても、特養の申請者数が著しく増加しているかといえば当施設の申請者数は40名程度と変わらず推移している。40余名のうち当施設及び他施設入所も行われてリスト数が変わらないことは、絶えず新規申請者も確実におられるということではある。特養の令和6年度内2月末まで、特養退所者数22名、入所者数22名（リスト表からの入所14名、ショートからの移行8名）となっており、ショートステイからの移行もベッド管理には占める割合は大きく、今後も重要なポイントである。

令和7年度、施設の収入の源であるベッド管理については、鍵となるのは通常申請（世田谷区特養申請及びリスト表や居宅支援事業所からのショートステイ新規申請）とは別に、急遽在宅生活が困難となり緊急的及び長期的に施設利用をニーズとする層をいかに獲得していくかが主要な課題となる。

利用者サービスについては、サービス提供の根源である「人」の不足の補充が最優であること、その体制を整え、休止している余暇活動の再開など生活やサービスの質の向上を図っていくことが課題である。

また、入居者の権利擁護（高齢者虐待・身体拘束廃止）研修や法定研修等による施設職員の資質や意識向上を図り、入居者の尊厳保持及び自立支援による施設サービスを行っていく。

令和6年度では、職員及び入居者の任意でのインフルエンザ予防接種、入居者については任意でコロナワクチン接種を行うも、1月中旬にインフルエンザ施設内感染

があり入居者の一部で肺炎の併発で入院など重篤化されたケースもあったことも踏まえ、感染対策、BCP（事業活動継続計画）点検・改善とともに構じていく。

（２）施設運営

【ベッド管理】

【諸事情により在宅生活継続困難となり急遽施設利用をニーズとする層の獲得】

（相談できる場所としての認知と関係性の強化）

① 広報活動

- ・ 広報場所：世田谷区高齢福祉課地域支援担当・医療機関・居宅支援事業所
老人保健施設
- ・ 広報内容：
 - ・ 退院後及び在宅生活継続困難で次の滞在場所にお困りの方
 - ・ 利用料金（安価である特色）
 - ・ 特養・ショートステイ併設型施設であること
ショートステイ利用から特養申請されれば空き状況により
特養へのサービス移行も可能
 - ・ 同法人内にグループホームも運営していること

特に、世田谷区高齢福祉課地域支援担当は、居宅支援事業所等からの虐待ケースや緊急ケース等の情報が集約先でもあるため、迅速に対応していくことで関係強化（受入先相談先として認知）を図っていく。

【特別養護老人ホーム 区外受入数の枠拡大化】

世田谷区内特養待機者数の減少の中、区外受入枠(法人枠)を５％から１０％へ拡大化も着手する。

- 世田谷区入所指針：区内申請者は世田谷区へ申請→リスト表各施設へ→各施設が申請者との面接や医療情報取得→入所判定→入所の段取りであり優先性は世田谷区住民を優先とするが、世田谷区申請者リスト数及び区内特養開設による申請者数の更なる減少の場合には、近隣市区のニーズに対して特養入所及び受入枠について着手していく。

【特養・ショートステイの目標稼働率】

令和７年度 特養稼働率９５％、ショートステイ稼働率８０％を目標値に掲げる。稼働率は、前年度の稼働率及び入居者や待機者の虚弱・重度化等や入退所の傾向が不安定であることも踏まえ、目標値を高く設定せずに最低の目標値掲げる。

があり入居者の一部で肺炎の併発で入院など重篤化されたケースもあったことも踏まえ、感染対策、BCP（事業活動継続計画）点検・改善とともに構じていく。

（２）施設運営

【ベッド管理】

【諸事情により在宅生活継続困難となり急遽施設利用をニーズとする層の獲得】

（相談できる場所としての認知と関係性の強化）

① 広報活動

- ・ 広報場所：世田谷区高齢福祉課地域支援担当・医療機関・居宅支援事業所
老人保健施設
- ・ 広報内容：
 - ・ 退院後及び在宅生活継続困難で次の滞在場所にお困りの方
 - ・ 利用料金（安価である特色）
 - ・ 特養・ショートステイ併設型施設であること
ショートステイ利用から特養申請されれば空き状況により
特養へのサービス移行も可能
 - ・ 同法人内にグループホームも運営していること

特に、世田谷区高齢福祉課地域支援担当は、居宅支援事業所等からの虐待ケースや緊急ケース等の情報が集約先でもあるため、迅速に対応していくことで関係強化（受入先相談先として認知）を図っていく。

【特別養護老人ホーム 区外受入数の枠拡大化】

世田谷区内特養待機者数の減少の中、区外受入枠(法人枠)を５％から１０％へ拡大化も着手する。

- 世田谷区入所指針：区内申請者は世田谷区へ申請→リスト表各施設へ→各施設が申請者との面接や医療情報取得→入所判定→入所の段取りであり優先性は世田谷区住民を優先とするが、世田谷区申請者リスト数及び区内特養開設による申請者数の更なる減少の場合には、近隣市区のニーズに対して特養入所及び受入枠について着手していく。

【特養・ショートステイの目標稼働率】

令和７年度 特養稼働率９５％、ショートステイ稼働率７０％を目標値に掲げる。稼働率は、前年度の稼働率及び入居者や待機者の虚弱・重度化等や入退所の傾向が不安定であることも踏まえ、目標値を高く設定せずに最低の目標値掲げる。

(介護・看護人材の確保)

介護・看護職の人手が不足している状況が常態化している。紹介予定の業者でも初任者研修や実務者研修の取得はしているが、経験が無い方等の紹介が多く経験があるなど即戦力が欲しい特養のニーズには合致しないケースや又特定技能等の外国人就労ケースが多くなっている。

介護福祉士の資格保持者や特養経験のある方では複数で面接をされ施設で内定をしても他施設へ採用されるケースも少なくない。

紹介予定で採用すると手数料が年棒の20%~30%もかかることもあり、雇用する事が難しいこと、雇用すると手数料という支出が施設には負担になるという現実がある。

雇用に関しては、初任者研修や実務者研修を取得していれば経験の無い場合でも経験や技術能力で判断せずに、「人（礼節、社会人）」を重視して雇用し特養で就労し一から経験(育成)をしていく雇用も柔軟に行う。但し、介護人材不足の中では育成ができる環境は必要であり、不足の中でも経験者等の採用を複数雇用後に未経験者採用するなどの段階付は必要である。

また外国人の介護人材については、文化や慣習、そして言語や記録などの推察される課題から、法人内では外国人の介護職の採用には消極的ではあるものの少子化による社会全体が人手不足になっていく懸念を考えると、外国人を労働力としていくことは必要不可欠となっていく。

紹介予定業者の手数料については、応募する方の手間、業者が紹介するという相互のメリットが合致して、そのツールが主となっており、雇用する施設側の雇用にかかる支出は非常に大きい。今後、看護・介護求人サイトも初期費用掲載料はかからず採用後の完全成功報酬型で料金も紹介予定業者の手数料よりは低額であるなど様々な形もあるので、精査しながら雇用やそれにかかわる料金を抑制していくことも行っていく。

(サービスマニュアル・委員会)

① サーマニュアル見直し及び改定

排泄・入浴・食事・口腔ケアのマニュアルを再作成(改訂)する、新人職員のマニュアルとしても活用し、業務標準の標準化となるものとする。作成後はマニュアルの実践確認も副主任が実施していく。
高齢者虐待(権利擁護・身体抑制)については、委員会開催及び研修また【虐待の芽】のチェックにより自己点検、施設点検を行っていく。

② 委員会

- 感染症予防委員会
- 事故再発防止委員会

- 褥瘡予防委員会
- 高齢者虐待防止・身体拘束廃止委員会
- 研修委員会

(医療・リハビリ)

《健康管理》

- 利用者健康診断 1回/年
- 新型コロナワクチンやインフルエンザ予防接種(年1回)等の実施
- 機能訓練指導員からのポジショニングの指導など・介護職と協働した褥瘡予防
- 嘱託医との連携による利用者の健康管理
- 区内もしくは近隣市区の医療機関との協力体制の強化への取り組み
 - 夜間・休日の診察(救急搬送含む) 緊急時の入院受入 など協力医療機関

《リハビリ》

- 室内での個別機能訓練及び臥床がちな高齢者のベッドポジショニング指導や拘縮予防の運動及びパッド位置等の指導や実践
- 施設外周の外気浴も兼ねた歩行訓練の継続
- ショートステイ利用者のニーズにあわせた個別機能訓練の実施
- 食事時の自助具など残存機能の活用による自立支援

《余暇活動の再開》

- 介護職員数の確保とともに書道クラブ・生花クラブ・音楽リハビリ等の余暇活動を再開していく。
- リハビリ・介護職による居室フロアでのジグソーパズルや塗り絵などの余暇活動の実施・継続。漢字や計算ドリルなど個別にできる余暇の提供を実践していく。

(3) 全体

《職員研修》

研修委員会が管理者と連携をし、職員に対して個別のニーズや施設サービスや就労に関する外部開催の研修会。セミナー又特養職員に対して集団研修会を企画・実施していく。世田谷区特別養護老人ホーム研修補助金を活用し研修を行っていく。

- 職員倫理・法令遵守 ○感染予防 ○高齢者虐待防止・身体拘束・権利擁護
- 介護技術 ○事故再発防止 ○認知症ケア ○腰痛予防

○福祉施設職員のメンタルヘルス ○ハラスメント研修 ○プライバシー
保護研修 ○BCP（事業活動継続 災害・感染）に関する研修

《ボランティアの受入れや地域交流の再開》

ボランティアの受入れ（洗濯室・シーツ交換・話し相手）を段階的に再開する。
世田谷区の「高齢者のお休み処」・「お休み処（夏季の脱水予防）」、施設スペース
（1階食堂）を地域の方へ貸出について再開をしていく。

《災害対策・防犯対策》

大地震等の大災害時の世田谷区との二次避難所協定施設として連絡会や図上訓練の参加・協働していく。また、世田谷区防災無線交信訓練についても、定期訓練として1回/1月継続して行っていく。

定期的な特養本体、また特養と通所施設の合同の避難訓練・総合訓練は継続して実施していく。

法人内では、各事業所と法人全体の大災害時及び風水害の事業継続計画（BCP）とともに、特養の福祉避難所の機能（直接避難等）も組み込み、年々更新していく・その中で特養においては自治会や隣接病院等との災害時の応援協定、災害訓練等も実施していくよう計画する。

また、施設自体で外部からの不審者に対する防犯対策を継続して講じるとともに、近隣（自治会）との相互の関係性を高め、地域の防犯活動を連携していく。

（4）その他

【高齢者住宅「エステート千歳希望ヶ丘」管理】 （令和5年度～継続）

世田谷区住宅課からの委託事業

- *生活協力員の配置（月～土曜日4時間/1日 ※祝祭日のぞく）
- *入居者の安否確認
- *修繕等のURとの連絡調整
- *懇談会、自治会等との連絡及び開催 など

【特養組織編制・中堅層の次世代への育成】

法人全体の課題ではあるが、管理者層の高齢化も進み、権限委譲をしながら次世代へ移行していく時期になっているものの、中堅層が次世代を担うよう育成されていないという空洞化していることも現実で継続した課題となっている。

特養においても同様です。

今年度は、昨年度着手できなかった副主任やリーダー層等をはじめ全職員に対し

て資格取得状況や能力評価（調整力・計画等の作成力・表現力・理解力）を適正に行い、その評価に応じてリーダー層や副主任への昇格や降格含めリーダー層を維持もしくは刷新する。

そのリーダー層に対しては、一定の権限を委譲しながら次世代の層として育成していく。

能力があればリーダー層に抜擢する。能力の不足と評価したらリーダー層から降格するなど明確にわかるように改革することで、頑張って成果をだせば評価されるという意欲向上にも繋がる土壌を作っていく。

令和 7 年度事業計画書

成城ケアセンター

1. 事業方針

令和 6 年度は新規利用者の受け入れは出来ていたものの通所していた利用者の入所が続き利用者増には繋がりませんでした。今年度は現状を打開するため、リハビリという概念に今まで以上に重きを置きフローアでも手軽に行える「座ったまま使用可能なフィットネスバイク器具マシン」を購入します。また、パンフレットを 3 年ぶりに一新し、再開する外部ボランティアによる活動風景と共にパンフレットに載せ他の事業所に新たな活動を知って頂き地域で選んでいただける施設になることを目指し運営していきます。

職員体制については去年の夏に一人職員が退職となり職員不足が鮮明となりました。さらにその職員が運転可能であった為ドライバー不足となり現在はバス一台体制の日をつくと共に他の通所事業所から応援をいただき対応しています。今後、稼働状況を上げるにあたり、運転・入浴のスタッフなどの人員は必要になりますので、未経験人材の採用や時短勤務など募集方法を柔軟にし、新しい雇用に繋げていきます。

入浴ですが機会浴槽とミスト浴槽の 2 種類があります。タイプの違う浴槽がある事でその日のお体の状態に合わせて併用でき、中重度の利用者でも入浴対応可能なことは大きな魅力ですので今後も成城ケアセンターの強みとしてより多くの希望に応えていけるよう工夫をしていきます。

機能訓練については、併設の成城アルテンハイムから機能訓練指導員が派遣され機能訓練を実施しております。マシンも活用し効果が期待できることをアピールしていきます。他には認知症予防プログラムとして脳トレを活用していますが、個々が興味を持って取り組めるように内容・種類をさらに充実していきます。コロナウイルスで中止していた外部ボランティア活動(紙芝居・歌・オカリナ演奏など)を再開し、レクリエーションに関しても無理なく楽しく行うことで心身の健康を目指していきます。楽しみの一つである昼食も厨房で出来立てのものを提供しておりますし食形態も多様なニーズに対応可能です。これらの成城ケアセンターの強みを実践し伝えていくことで信頼を獲得していきます。

また、併設の居宅介護支援事業所とは、今まで通り連携・協力を強化していきます。

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、感染が沈静化しましたが高齢者施設としての対応は当面大きく変わることはないと思われます。日々の感染対策をしっかりとこなうことで、ご利用者・ご家族に安心して通所していただけるように努めていきます。

2.事業運営

- (1) 目標稼働率 65%
- (2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上につなげる研修機会を確保する。

法人内研修 定期開催

事業所外研修 随時

3.運営実施内容

- (1) 利用者定員数

地域密着型通所介護及び総合事業通所介護 18 名

- (2) 対象地域 【成城・祖師谷・喜多見・砧・上祖師谷・千歳台・大蔵】

- (3) 事業内容

提供サービス:脳トレ/レクリエーション/体操/季節行事/リハビリ/送迎/食事/入浴/介護相談など

- (4) その他

- ① 職員定期健康診断実施
- ② 外部ボランティア受け入れ
- ③ 中学生職場体験受け入れ

令和 7 年度事業計画

1.基本方針

介護保険法の目的である尊厳の保持と自立した日常生活のため個別性の高いケアの実現を目指し、訪問介護員として専門性の高いサービスを提供する。地域福祉の担い手として信頼されるヘルパーステーションを目指す。

2.重点課題

(1) 人材不足解消と定着率の向上

常勤 1 名、非常勤、登録型 1 名の獲得を目指す。経験未経験は問わず、入職してからの研修や同行訪問を行い、不安なく業務が遂行できるようサポートし定着率の向上につなげる。

(2) 新規利用者獲得

人員補充と並行し居宅支援事業所へ空き情報を出し新規利用者の獲得を目指す。常勤の持ち件数を下げないようにし登録ヘルパーの稼働率を維持する。

3. 職員体制：管理者 1 名（兼務）

サービス提供責任者 1 名 ・ 兼務 1 名

登録ヘルパー 3 名

目標数：利用者数 月 40 名 訪問件数 月 440 件

4. 実施内容

サービス提供責任者の業務

- (1) 訪問介護計画書の作成
 - (2) 利用申込みの調整
 - (3) 利用者の状態変化、サービスへの意向の定期的な把握
 - (4) 居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）
 - (5) 訪問介護員に対しての具体的援助方法の指示及び情報伝達
 - (6) 訪問介護員の業務の実施状況の把握
 - (7) 訪問介護員の業務管理
 - (8) 訪問介護員に対する研修、技術指導等
- ヘルパーの業務（常勤・非常勤・登録型）
- (1) ホームヘルプサービスの実施

5. 委員会の開催

虐待防止検討委員会 感染対策委員会の開催

6. 苦情の対応

苦情が生じた時は、その苦情を真摯に受け止め解決に向けて速やかに対応する。法人の規程に基づき関係機関への報告を行う。

7. 人材の育成、研修計画など

研修を定期的に企画し介護技術や介護知識の向上ならびにマナーや資質向上を図る。

・研修(動画視聴 zoom 研修)

サービス提供責任者研修 レベルアップ研修 虐待防止・身体拘束に係る研修

感染対策 緊急時災害時の対応や訓練の実施

・自己研鑽としての資格取得(介護福祉士、介護支援専門員など)

8. 健康管理及び衛生管理

定期健康診断 年1回実施

令和7年度事業計画書

成城介護保険サービス

1. 事業方針

令和6年8月に常勤職員（介護支援専門員）1名が退職したが、令和7年4月に非常勤職員（主任介護支援専門員）1名が法人内異動で配属となり、令和7年度は常勤職員2名（主任介護支援専門員）、非常勤2名（主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名）体制での事業運営となる。居宅介護支援費Ⅰiの上限である介護支援専門員1人あたり45件までのプラン作成を目標とし、常勤換算が3.6人となるため、月161件の上限まではプラン作成依頼の受入を予定したい。昨年度は介護支援専門員の人数に対して新規のプラン依頼数が多く、依頼はあるが介護支援専門員不足でプラン作成を受け入れられない状況があった。新たな介護支援専門員の増員に伴い受け入れ可能なプラン数を今後増やしていきたい。

2. 事業内容

- (1) 介護利用者の居宅サービス計画の作成・面接・モニタリング・サービス調整及び担当者会議の開催・給付管理、及び介護予防マネジメント
- (2) 区町村からの委託を受けて行う要介護認定等の調査
- (3) 介護についての相談支援や要介護認定の申請と代行の事務手続きの実施
- (4) 自然災害や感染症発生時、区町村や関係機関からの求めに際し援護活動への参加

3. 今年度の重点目標

現状、常勤職員2名、非常勤2名体制に対し、今後月161件の上限までプラン作成を受け入れるため、毎月介護支援専門員1人あたりの件数を確認しながら新規受入可能な件数を計算し、近隣のあんしんすこやかセンターや各関係機関等へ情報共有行っていく。船橋あんしんすこやかセンターについてもエリアによっては対応可能となるため、今後は積極的に連携を行っていききたい。新たな介護支援専門員の採用受入も随時行っていくことでプラン件数を伸ばし事業の安定化をはかっていきたい。また、自然災害・感染症発生時の対応については業務継続計画の通り実施。高齢者虐待防止・感染症対応については法人内ケアマネ連絡会併設の委員会にて対応協議し職員に啓発を行っていく。

4. 人材育成

新任職員については随時指導担当介護支援専門員によりOJTを実施。指導担当介護支援専門員以外からも情報提供や助言、同行訪問の機会を設けて、適切な業務遂行ができるよう指導する。現任職員には自治体の研修を主に、その他法人内及び外部の研修にも積極的に参加できるよう案内。地区のあんしんすこやかセンター主催の会議や研修にも参加を促し、関係機関との連携をはかっていく。また、法人内の他居宅介護支援事業所と合同でのケース検討会も開催し、全体でのスキルアップも図っていききたい。

5. 職員研修

(1) 外部研修

研修名	受講対象者
更新研修：専門研修課程Ⅰ	就業後6ヶ月以上の者
更新研修：専門研修課程Ⅱ	専門Ⅰ修了者で就業後3年以上の者
主任介護支援専門員・更新研修	専任介護支援専門員（専従期間5年以上）・ケアマネジャーリーダー・認定ケアマネジャー（専従3年以上）・地域包括支援センター主任ケアマネジャー
その他の研修（東京都、世田谷区、世田谷区福祉人材育成・研修センター、あんしんすこやかセンター、世田谷ケアマネジャー連絡会）	全職員

(2) 内部研修

研修種別	受講対象者
法人内研修	全職員
法人内ケアマネ連絡会	全職員

※高齢者虐待防止研修、感染症・自然災害対応研修、ハラスメント研修は法人内研修にて参加予定。参加難しい場合は外部研修参加にて対応。

(3) 新任研修

対人援助技術・ケアマネジメント・アセスメント・プランニング・モニタリング・権利擁護・高齢者虐待防止・ハラスメント対策・自然災害、感染症対応	指導担当介護支援専門員より研修、利用者の同行訪問・指導・ケアマネジメントの確認
サービスの提供・社会資源・福祉用具の購入・住宅改修	受け持ちケースの中で指導担当介護支援専門員・他介護支援専門員が助言指導
パソコンの操作方法など	指導担当介護支援専門員より研修

※法人の運営理念などは、法人内研修実施。

令和7年度事業計画

成城訪問看護ステーション

(成城訪問看護ステーションサテライト中町訪問看護ステーション)

1. 基本方針

指定訪問看護と当法人の基本理念に則り、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能の回復・維持・向上を図ることを目的としてサービスを提供します。また、利用者や介護者の意思・生活を尊重し、安心して生活ができるよう、予防から看取りまで支えていきます。

2. 事業内容

1) 訪問看護

介護保険においては、要支援・要介護者ともに安定した在宅生活を維持できるように個々のニーズに合わせた看護を提供します。医療保険ではがんの終末期、難病（特定疾病）、精神訪問看護が主になります。高度な医療、看護処置の提供、医療機器の管理を実施します。特に精神訪問看護の需要が大きく、看護職全員が算定要件取得を目指しています。自立やQOL向上を目標とした支援を提供しています。

2) 訪問リハビリテーション

介護保険、精神以外の医療保険でリハビリテーションを提供しています。個々のペースと状況に合わせて心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を支援しています。

3. 現状

昨年度、成城訪問看護ステーションは作業療法士1名を採用し、療法士が3名となっています。リハビリの依頼件数も増えており、1日14～15件の訪問となっています。訪問看護の利用者数が昨年度上半期で130名前後/月と落ち込みましたが、現在は140名/月に回復傾向です。昨年、中町訪問看護ステーションで1名の退職者があり、新規の利用者受け入れをセーブしていました。2、3月で2名新規採用となったため、徐々に新規利用者を増やしていくように努め160名/月を目指します。

4. 目標

1) スタッフの増員

成城訪問看護は現在看護師：常勤3名・非常勤6名、
理学・作業療法士：3名。

中町訪問看護は看護師：常勤2名・非常勤1名体制となりました。

令和6年度目標であった、スタッフ増員は達成されましたが、成城訪問看護では7月から看護師1名が産休に入る予定です。そのため看護師の常勤採用を今後の定年退職者も踏まえて1～2名必要と考えています。

2) スタッフの学びの機会提供

昨年度は、外部研修に参加できたスタッフは3名と少なく今年度は積極的に提示と参加促しを図っていきます。

法定研修として定められた6項目に関しては

- ・ 看護師等の資質の向上のための研修
- ・ ハラスメント等防止研修
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・ 非常災害時の対応に関する研修
- ・ 業務継続計画に関する研修
- ・ 虐待の防止等に関する研修

外部・法人研修参加、ステーションでの資料作成を行いスタッフの学びの機会を提供します。

月1回中町訪問看護ステーションと情報共有、技術・業務連携を図るために合同でカンファレンスを実施しています。新規採用スタッフの定着を図るためにも継続に努めます。

令和 7 年度 事業計画書

祖師谷ケアセンター

1.事業方針

令和 7 年度も地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業を運営していきます。

- 1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めます
- 2) 利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護や機能訓練を行うことにより、お客様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びにお客様のご家族様の身体的・精神的負担の軽減を図ります
- 3) 地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業所、その他のサービス事業者並びに医療機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます

2.事業運営

- 1) 目標稼働率 75%以上を目指します

お客様・ご家族様及び各居宅介護事業所へ当センターの案内や日々の活動の様子を把握していただけるよう毎月発行している、事業所通信「どれみふぁそしがや」や活動内容「コツコツ貯筋体操」・献立表、写真入り活動風景通信の内容の充実を図ります。

また、各居宅介護支援事業所へお客様の実績報告と共にセンター通信やパンフレットを直接お届けすることで、事業所選択時の一つとして挙げていただけるようアプローチを継続します。

- 2) 機能訓練活動の充実と、より効果的な身体機能の維持向上を図ります

機能訓練指導員による毎月の体力測定や 3 ヶ月毎の評価、マシントレーニングの実施記録を数値化し目に見える形で捉えていただくことで、機能訓練の効果や運動器機能の維持・改善等を感じ、更なる前向きな取り組み・意欲に繋がられるよう努めます。

- 3) キャリアアップを図り、サービスの質の向上を目指します

個々のレベルに応じ各種研修会等への参加を通し専門的知識を得る機会を確保します。

- ・法人内研修 定期開催
- ・事業所外研修 随時 オンラインも活用

- 4) 運営推進会議を開催します

「世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」及び「世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」の規定に基づき、同一の日常生活圏域内に所在する祖師谷地区地域密着型通所介護事業所等が、1 つのグループとなり概ね 6 か月に 1 回 運営推進会議を開催します。

- 5) 世田谷区委託事業を実施します

区営高齢者住宅リラ祖師谷 生活協力員の委託業務として、入居者及び住宅への日常的な対応、緊急時の対応、入居者懇談会または戸別訪問、生活相談・指導、区や福祉関連機関との連携及び実績報告書提出等を行います。

また、都営祖師谷 4 丁目アパート 6 号棟のマグネットによる安否確認を行います。

3. 運営実施内容

1) 利用定員 地域密着型通所介護 18 名

2) 対象地域 祖師谷・成城・砧・千歳台・上祖師谷・粕谷

3) 事業内容

①提供サービス

・送迎

心身状態やご家族様の状況、地理的環境等を考慮し送迎ルートや時間を設定します。
また、安全運転を念頭に置いた走行及び車両定期点検・整備を行い、お客様の安全確保に努めます。

・健康管理

健康状態を観察し異常の早期発見・対応に努め、体調不良時や緊急時は迅速かつ適切に緊急連絡先や医療機関との連携により対応します。また、感染症予防のための適切な対応及び対策の徹底を図ります。

健康状態観察、バイタル測定、体重測定、内服・外用薬の管理及び投与、感染症予防、健康相談等を行います。

・機能訓練活動

活動性・活動量の低下による筋力や体力低下、また意欲など心身両面の機能低下を防ぎ在宅生活が継続できるように機能訓練活動を行います。

機能訓練指導員による訓練、器具トレーニング、脳トレーニング、機能訓練体操、口腔嚥下体操、体力評価測定、手工芸等創作活動、趣味活動、季節活動を行います。

・入浴

見守りや支援のある安全な環境の中で一般浴による清潔の保持に努め、全身状態の観察をします。ご意向により洗濯・衣類預かり等の新サービスも検討していきます。

・食事

嗜好を把握し適切な食事形態で昼食・おやつを提供します。嚥下状態・食事状況の確認、水分や食事摂取量の観察、口腔ケア等を行います。

ご意向により夕飯持ち帰り弁当を用意し食事や栄養の確保に努めます。

・日常生活上の援助

有する能力や心身状態を把握し個別性を尊重した自立支援を目指し、移動、排泄、その他必要に応じた身体介護をします。

・相談、要望、苦情等への対応

相談・要望・苦情等へ適切に対応できる体制をとると共にお客様・ご家族様及び各居宅介護事業所や関係機関等との連携に努めます。

・地域等との交流や連携

併設の祖師谷児童館との交流や地域懇談会への参加、地域住民や団体等との連携や協力を行い、地域との交流を図ります。

②成城大学教職課程介護等体験実習生受け入れ

③世田谷区委託事業 区営高齢者住宅リラ祖師谷・都営祖師谷 4 丁目アパート 6 号棟

4) その他

①職員定期健康診断実施

②自衛消防訓練実施 年 2 回

令和7年度事業計画書

祖師谷介護保険サービス

1. 事業方針

令和7年度は2名のスタッフで運営してまいります。事業の安定化を図り、将来的には新たにスタッフを採用して3名体制での運営を行いたい。事業実施地域には多数の居宅介護支援事業所が運営されておりますが、地域から頼りとされる事業所となるように、個々のスキルアップを図りながら事業所として成長していきたい。

2. 事業内容

- (1) 居宅サービス計画の作成・面接・モニタリング・サービス調整及び担当者会議の開催・給付管理
- (2) 地域包括支援センターからの委託を受けて行う介護予防マネジメント
- (3) 市区町村からの委託を受けて行う要介護認定等の調査
- (4) 介護についての相談支援や要介護認定の申請と代行の事務手続きの実施

3. 今年度の重点目標

(1) 事業運営

事業所運営に当たり、新規利用者の受け入れ目標を5件/月以上とし、運営状況の安定により職員の増員を検討します。居宅サービス計画数の増加に伴い作成数90件の獲得、維持を目標とし経営の安定を図ります。また、介護予防計画の業務委託を受け、地域包括支援センターと連携し、利用者が自立した日常生活・自己決定ができるように支援を行います。ケアマネジャーの一人当たりの件数を45件以上/人とし、要介護認定調査を6件/月程度を受託していきます。

(2) マネジメントの質の向上

利用者が地域で日常生活を営み、意欲を持ち自立した生活が送れるようにケアマネジャーの質を上げ、利用者にとって適切な介護保険サービス、医療、地域資源等に繋がるよう支援してまいります。法人内事業所連絡会の定期開催や管理者および職員との交流を深め、事例検討や情報共有を図りサービスの質の向上、事業の適正化・健全化に繋がります。

4. 人材育成

①外部研修

研修名	受講対象者
更新研修：専門研修課程Ⅰ	就業後6ヶ月以上の者
更新研修：専門研修課程Ⅱ	専門Ⅰ修了者で就業後3年以上の者
主任介護支援専門員・更新研修	専任介護支援専門員（専従期間5年以上）・ケアマネジャーリーダー・認定ケアマネジャー（専従3年以上）・地域包括支援センター主任ケアマネジャー
その他の研修（東京都、世田谷区、世田谷区福祉人材育成・研修センター、世田谷ケアマネジャー連絡会）	全職員

②内部研修

研修種別	受講対象者
法人内研修 ＊年間9回開催・内容は別途	全職員
法人内居宅連絡会（毎月）	全職員

③新任研修

対人援助技術・ケアマネジメント・アセスメント・プランニング・モニタリング・権利擁護・ハラスメント、感染症対策	指導担当職員の同行訪問・指導・ケアマネジメントの確認
サービスの提供・社会資源・福祉用具の購入・住宅改修	受け持ちケースの中で担当職員がフォロー
パソコンの操作方法など	管理者・他介護支援専門員がフォロー

※法人の運営理念などは、法人内研修実施。

令和 7 年度事業計画書

鎌田ケアセンター

1.事業方針

昨年度は、年間通して大きな浮き沈みはなく比較的安定した運営状況でした。しかし、人材確保が困難な状況は変わっておらず、今年度も厳しい運営が想定されますが、引き続き区民センター併設のデイサービス事業所という特色を生かし、地域に根差した事業所にしていくことを目標として取り組んでいきます。

職員体制は年々厳しくなっており、昨年度は新規で定着した介護職員はおりませんでした。特にデイサービス全般で、送迎業務ができる職員が足りておりません。事業所間での応援などフレキシブルに対応できる体制をとってはおりますが、綱渡りの運営と感ずることが多くなっています。今の職員体制では利用者増に対応しきれず、現状複数名の採用は必要となりますので、未経験や高齢人材の採用も含め募集方法を柔軟にしていくなど策を講じていきますが、年々職員の負担が大きくなっており、統廃合の検討が必要になってきていると考えています。

現在の大きな強みは、大規模修繕工事で改修された浴室です。以前の大浴槽スタイルから、一般浴槽・機械浴槽・ミスト浴槽と3種類の浴槽に変更したことで、ご利用者の状態に合わせ入浴できるようになりました。入浴は特に利用者のニーズが高く、入浴可能人数が増えることは利用者増にそのまま直結しますので、職員の配置を手厚くし多くの利用者が入浴を楽しんで頂けるよう対応していきます。

機能訓練プログラムについては、昨年同様広い館内やバルコニー(外庭)を活用し、楽しく歩くをイメージしてより多く歩く機会を提供していきます。レクリエーションは体を動かすプログラムを中心に、手工芸などの作品作りを毎月実施することで、巧緻性の向上や活動のメリハリをつけていきます。脳トレにおいても、内容・種類をさらに充実し個々が興味を持って取り組みができるよう、認知症予防プログラムとして確立していきます。

併設の居宅介護支援事業所とは今まで通り、利用者獲得に向けて連携・協力をしていきます。また、併設の強みを生かし連携がとれるように、努めていきます。

高齢者施設として、新型コロナウイルス感染症の対応は当面は大きく変わることはないと考えます。日々の感染対策は今後も続きますが、職員の負担がこれ以上大きくならないよう、働きやすい環境と整えていきます。

区営高齢者住宅生活協力員業務は、前年同様に実施していきます。孤独死の事例も数件出ておりますので、地域の二子玉川あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会との連携・個別訪問の頻度を多くすることなど、見守りの体制を強化していきます。

2. 事業運営

(1) 目標稼働率

稼働率：①通所介護 70%

(2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上につながる研修機会を確保する。

法人内研修	定期開催
事業所外研修	随時

3. 運営実施内容

(1) 利用者定員数

① 通所介護及び総合事業通所介護 25名

(2) 対象地域 鎌田・宇奈根・喜多見・玉川・岡本・瀬田・大蔵・成城・砧

(3) 事業内容

提供サービス：脳トレ／レクリエーション／体操／手工芸／書道等／
季節行事／送迎／食事／入浴／介護／相談など

(4) その他

- ① 世田谷区委託事業：シルバーピア生活協力員（玉川三丁目アパート）
- ② 食事サービス活動推進の会運営への協力（鍵の管理・会計監査等）
- ② 鎌田区民センターへの協力（区民センター祭・総会・利用者懇談会への参加）
- ③ 併設の鎌田児童館との交流、地域懇談会参加など
- ④ 成城大学教職課程介護等体験実習生受け入れ
- ⑤ 職員定期健康診断実施
- ⑥ 自衛消防訓練実施 年2回

令和 7 年度事業計画書

鎌田介護保険サービス

1. 事業方針

当事業所では、介護保険制度の理念である「尊厳の保持」及び「自立支援」に基づき、利用者の「できることは何か」「望んでいることは何か」に着目し、利用者の夢と希望を実現する為にアイデンティティを大事にした居宅サービス計画の作成及び個別支援を通じた地域支援に努めていく。また、介護支援専門員として「中立性」、「公平性」を保ちながら利用者が安心して自宅での生活を継続できるように支援していく。

2. 事業内容

- (1) 行政からの委託による認定調査
- (2) ケアマネジメントにおける居宅サービス計画の作成
- (3) 介護予防（介護予防・総合事業含）ケアマネジメント（包括からの委託）
- (4) 介護に係る相談援助や要介護認定の申請、更新、区分変更手続きの代行
- (5) 個別支援を通じた社会資源の把握、分析、社会資源の開発・提言
（ミクロからマクロ領域の取り組み）
- (6) 給付管理業務
- (7) 医療・介護・民間サービス事業者との連絡調整、指定介護保険施設等の紹介

3. 今年度の重点目標

- (1) 安定した経営基盤及び財務基盤の強化を図る。
当事業所では質の担保とコンプライアンスを遵守していく為に、今年度、介護支援専門員 1 人当たり担当件数 4 1 件を目標に件数を確保し、さらに、勤続年数を長期化（退職率ゼロ）させることで、利用者数の安定化や増加に繋げ、事業の効率化に努める。事業収益、並びに、生産性の向上を図る観点から、3 名から 4 名体制に増員できるように人員を確保していく事に加え、諸加算（初回・入院時連携・退院・退所加算等）を積極的に算定していく。
- (2) これまで培ってきた知見を蓄積しサービスの質向上に繋げていく。
利用者の気持ちに寄り添い、利用者の「できるところ」に着目し、意欲が向上できるように支援していく。また、一人ひとりの生活に対する価値観を大切に、利用者が自ら選択した場所で望む生活ができるようにサポートしていく。さらに、介護者であるケアラーやヤングケアラー、LGBTQ にも目を向け介護保険サービス事業者・行政や他機関との連携を構築し支援していく。
- (3) 事業運営の健全化を図る（法令遵守及び業務の標準化）
コンプライアンスを徹底することで、事業運営の標準化及び透明化を図る為に各種マニュアルの見直しを履行していく。
- (4) 災害・感染症対応力強化を図る
法人及び当事業所 B C P 計画、個別避難行動計画書（世田谷区）に基づき、災害時における利用者の安否確認、利用者・家族個々の避難方法の把握に努める。また、今年度、感染症対策指針に基づき感染症の予防及びまん延防止の為

の措置（法人研修含）を講じていく。

（５）高齢者虐待に対する認識を高める。

虐待防止指針やマニュアルに基づき、虐待の防止に関する認識を高め、適切な知識を習得し虐待防止の為の措置（法人研修含）を講じていく。

（６）介護支援専門員の質的向上を図る（能力開発）。

職員のソーシャルワーク能力の成長を第一に考え、法人ケアマネ連絡会にて事例検討会を設け職員一人一人と向き合うスーパービジョンの体制を確立し対人援助職としての能力を開発していく。

4. 人材育成（研修計画）・委員会関係

（１）外部研修

研修名	受講対象者
更新研修：専門研修課程Ⅰ	就業後６ヶ月以上の者
更新研修：専門研修課程Ⅱ	専門Ⅰ修了者で就業後３年以上の者
主任介護支援専門員研修・更新研修	専任介護支援専門員（専従期間５年以上） 認定ケアマネジャー（専従３年以上）
その他の研修（厚生労働省、東京都、世田谷区福祉人材育成・研修センター、地域包括支援センター主催等）	全職員

（２）内部研修

研修種別	受講対象者
法人内研修 ＊年回９回開催予定・内容は別途	全職員
法人内ケアマネ連絡会（年６回）	全職員

（３）新任研修

対人援助技術、ケアマネジメント（アセスメント・プランニング・モニタリング・地域援助技術）、権利擁護、ハラスメント対策等	管理者及び担当職員の同行訪問・指導・ケアマネジメントの確認・助言 ＊各種マニュアル配布・説明
地域包括支援センターについて、居宅介護支援事業所との連携について	主任介護支援専門員による指導・助言
業務手順（勤怠・ＰＣ操作等）	業務マニュアル配布・説明

※その他 法人の運営理念などは、法人内研修実施

（４）委員会関係

研修種別	参加職員
虐待防止委員会（年２回）	管理者（居宅４事業所管理者）
感染症対策委員会（年２回）	管理者（居宅４事業所管理者）

令和 7 年度事業計画

社会福祉法人 古木会
鳥山グループホームくつろぎ

1. 基本方針

認知症によって自立した生活が困難となった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

2. 援助方針

敷地内の中庭での外気浴や近隣公園への散歩などの他、グループ活動などに参加して頂くなど、ゆったりとした日常生活がおくれる様に支援します。また、お一人ごとに、生活の中でそれぞれの役割を見出すことで、ご本人の喜びや自信に繋がるようなさりげない支援を行ないます。

3. 重点目標

(1) 施設運営の安定化

経営面においては、ベッド稼働率を底上げし、経営の安定化を図っていきます。医療機関への入院に伴う空床の発生は予見できるものではないものの、長期化が見込まれる場合には、早めの営業活動を引き続き行っていきます。当事業の大きな特徴でもある低所得者も入居できるグループホームということを大きなアピールポイントとして、地域包括支援センター、居宅支援事業所などに案内を行いながら、可能な限り空床の発生期間を最短にしていきます。

(2) 人員の確保と定着化

介護職員の定着を大きな目標とします。前年度からの課題であるが、採用をしても長続きしないことが多い。また、紹介会社からの情報も高齢の方や未経験・無資格の方が多く、人員が不足している中での採用は困難と判断せざるを得ない状況にあり、派遣に頼る環境となっていることから、財政面を大きくひっ迫する結果となっている。長く働くことができる職場環境とはどんなものなのか、職員全員で取り組みが必要である。また、業務の標準化を進めて、働き易さや効率化を図っていききたい。

4. 事業の運営

(1) 処遇について

① 78 歳から 96 様までと幅広い年齢層の方が入居されております。身体状況・認知症の状況も相違が大きく認められる。その為、それぞれの方にあった個別的な支援を大切にしていきたい。また、前年度は居室内での転倒発生数が多くみられた為、日中の生活のあり方などに工夫をこらしていきたい。外出活動においては、利用者の個々の自立度に合わせて、近隣公園への散歩の他、室内でも元気ハツラ

ツと生活できるアクティビティ（健康体操・趣味活動等）を実施します。また、介護予防のためには、日常の生活の中での家事（掃除や調理等）も機能訓練の一部として職員が同行しながら実施していきます。

② 季節行事（4月お花見外出・8月夏祭り・9月敬老お祝い会・12月クリスマス会等）を予定しております。また、昨年実施した中庭での菜園作りやお花を植えるなどの活動も行っていきたい。

③ 健康管理と医療連携については、昨年度は夏季のコロナ感染症と年始のインフルエンザの発生がありました。利用者及び職員の一部が罹患しましたが、幸い重症化することなく終息しています。感染症対策として、今後も施設内の消毒と清掃、利用者・職員・訪問者の手洗い・うがいなどの、感染症対策を行っていきます。

医療関係者との連携においては、昨年度同様に訪問診療の定期往診（月2回及び随時対応）、成城訪問看護ステーションによる定期訪問（週1回）などの協力により利用者の心身の変化に迅速に対応いたします。全利用者を対象として訪問歯科による口腔ケアへの取組みも継続してまいります。

（2）運営推進会議

年6回の運営推進会議を開催してまいります。地域住民の参加と家族の参加も得て、グループホームでの生活の報告と役割・機能を発信します。会議では施設運営と利用者支援の状況を報告し、身体拘束や虐待防止の取組みなども報告していきます。

（3）職員体制・育成

① 業務体制

職員の定着化が図れず、前年度も運営・業務・処遇・育成などを適切に行う事ができない状態が続きました。業務の標準化が成されない結果、職員が個々で判断することが多くなっていました。今年度も業務手順の標準化を図り全職員が同じ認識を持って取り組む事ができるように取り組んでいきたい。

② 育成

職員の育成については、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などを受講の機会を設けてスキルアップに努めます。また職員が介護福祉士や介護支援専門員等の資格取得の際には、勤務調整により研修や講習に参加できるよう協力を行います。

（5）外部評価の受審

今年度は、第三者評価の受審年にあたります。引き続き、サービスの質の向上の為、利用者支援やサービス内容等について施設職員が自主評価とサービス内容の検討・改善に取り組んでいきます。

（6）災害対策及び緊急時の対応

利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的実施します。首都直下震災を想定し、緊急時の法人内対応の確認、家族連絡体制の確認とBCP（事業継続計画）に基づいた訓練の実施、防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また過去に世田谷区内でも発生した風水害の教訓を生かし、ホーム建物内での垂直避難訓練も実施し備えます。また地域町会とも連携を図り、地域防災訓練への参加など地域住民と協同して行なえる役割に努めます。

(7) 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項等について定期的に会議や研修などを通じて職員に周知していきます。

(8) 社会貢献事業の実施

地域における公益的な取り組みとして、敷地内1階の多目的ルームを社協やNPO法人に提供するなどの協力を行ってまいります。

(9) ボランティアの受入れ

地域ボランティアの受け入れと地域との交流を行います。また、「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」によるシニアボランティアの協力を得て、利用者のアクティビティ活動等を支援します。

(10) 世田谷区営高齢者住宅の管理

世田谷区からの委託事業として2ヵ所（アーク上北沢・フローレル北烏山）の区営高齢者住宅（シルバーピア）に生活協力員を派遣して、入居者の安否確認業務を行ってまいります。入居者の高齢化、要介護状態が進んでおり、世田谷区住宅課、東急コミュニティー、地域包括支援センターや居宅支援事業所（担当ケアマネジャー）と連絡調整を行い、入居者の安否確認と緊急時に際し支援を行います。

令和7年度事業計画

社会福祉法人 古木会
高齢者一時生活援助施設ほのぼの

事業方針

高齢者一時生活援助施設の管理運営については、緊急に養護要することとなった高齢者やその他、在宅での生活継続が困難になった高齢者の方、認知症等で身元不明な方の一時保護者について、世田谷区高齢福祉課を窓口として24時間受入れを行ないます。

その事業の運営にあたっては、利用者の自主性・社会性を尊重し、自立した日常生活の継続に必要な支援を行ないます。

1. 施設運営

高齢者一時生活援助施設の目的及び世田谷区条例の位置づけに基づいた管理運営を行います。令和3年度より世田谷区条例変更に伴い、指定管理者制度から業務管理委託に変更となりました。

- (1) 利用者の受入れについては、養護を緊急に要することとなった高齢者や在宅生活を継続することが困難となった者で、自立度の高い方から軽度の介護を要する方までを対象として受け入れを行います。①ひとり歩き等で警察に保護された居所不明な高齢者②緊急的かつやむを得ない理由（火事等による住居滅失、入所契約の解除等）により一時的に住まいを失った高齢者。

※尚、受入れは上記の対象者で警察の保護（24時間）により、所管の区保健福祉課地域支援担当を経ての入所相談、連絡を受け施設として対応する。

- (2) 事業運営にあたり、高齢福祉課への月次報告書、及び年次報告書を作成して提出します。月次報告書は、保健福祉課担当者の訪問や利用者の外出、医療機関の受診の他、施設での生活状況についての報告を行ないます。緊急時の利用者の変化は、逐次担当ケースワーカーに報告するほか、重要な事項は高齢福祉課へ状況報告を行ないます。

年度初めには高齢福祉課主催による世田谷区職員を対象に施設内覧会を実施します。世田谷区保健福祉課生活支援課職員の担当職員の異動に合わせて、当所の施設情報を周知することを目的として行ないます。内覧会の実施により、保健福祉課担当職員との連絡、連携の強化を図ることになり、その後の施設利用が円滑に運ぶことを目的とします。

- (3) 利用者支援については、職員が統一した生活支援方針に沿った支援を行います。まず入所時には、事前に提供を受けた諸情報と共に、職員が利用者との面談をすることにより、詳細な入所者情報を得てアセスメントを行います。窓口である高齢福祉課の閉庁日には、警察や保健福祉課からの緊急入所依頼に対応し受入れを行い、後日、高齢福祉課への情報提供により利用者の支援情報の共有を図り

ます。

利用の対象者は、自立高齢者はもとより、要介護者・認知症高齢者も受け入れます。そのため利用者の安全を図る目的で施設の環境整備（センサーコール等の使用）や職員研修を実施し、職員の介護スキルアップを図り、介護の必要な高齢者の支援を行います。

- (4) 支援内容は相談援助・散歩外出援助・買い物援助・日常生活支援（洗濯・清掃）等を利用者の自立を損なわないように配慮して行ないます。認知症等の要支援者には職員の見守りや介助が必要となる際に対応します。
- (5) 利用者支援にあたり、行政との協力を図りながら運営を行い、利用者サービスの向上の為に、各支所の保健福祉課、生活支援課と連携します。とりわけ当所を退所後の生活方針（アパート等での独居又は養護ホーム等の施設利用）については、利用者自身の希望や意向が十分に尊重されるよう区の担当者と共に支援します。
- (6) 職員の介護業務のスキルアップのため、計画的な職員研修（法人研修・外部研修）を実施する他、グループホームと合同で認知症等高齢者の介護方法や、救命救急（AED講習）などの施設内研修を計画、実施します。

2. 災害・防犯等緊急時に向けての対応

定期的に併設事業所と合同で利用者・職員全体での防災避難訓練を実施します。首都直下型震災も想定し、防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めるほか、地域町会（烏山中町会・協和会）とも連携を図り、災害時相互応援協定に基づいた協力体制を維持します。また防犯対策についても敷地・建物の安全管理の徹底と、周囲の巡回点検に努めます。

3. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いについて、定期的に研修などを通じて職員を指導し保護に努めます。

4. 感染症の予防について

職員、利用者共に手洗い・うがいを励行し、日々の清掃と衛生管理を行います。コロナウィルスやインフルエンザ・ノロウィルス等の感染症対策として、ガウンテクニックなどの感染症予防の職員研修を行い感染の防止に努めると共に、関係する予防接種（利用者、職員）の実施を早期に行うよう世田谷区や医療機関等との連携に努めます。

5. 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）

併設事業所と連携し、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を地元町会や関係機関との連携により企画、実施します。

6. 建物の維持管理及び業務の再委託について

3年度から新たに1F多目的ルームの管理運営の委託を受けております。その建物・設備の定期点検を行ない、異常や修繕箇所を確認した際には、高齢福祉課に報告し、補修工事などにより維持・管理に務めます。また修理や専門性の高い各種設備の定期的な保守・点検については、専門業者への再委託を行ない実施します。

再委託業者

エレベーター設備	・・・東芝エレベーター(株)	年4回	他遠隔点検毎月実施
消防設備	・・・旭防災設備(株)	年2回	
空調設備 (ガスヒーポン)	・・・東京ガス(株)	都市エネルギー部 (故障時)	
床面清掃	・・・キングランメディケア(株)	年3回	
庭木剪定	・・・しまりす作庭社	年1回	
防災カーテンメンテナンス	・・・キングラン商事(株)	年1回	

令和7年度 事業計画

社会福祉法人 古木会
中町グループホーム ふるさと

1. 事業方針

今年度も運営、経営の安定を目標に取り組んでいきます。

運営面は、介護職員の雇用状況(常勤・非常勤)が安定しないため派遣職員で対応する現状が続いています。人手不足が叫ばれている中ではありますが、直接雇用の職員を増やして職員の定着に努めていきます。また、現在就業している職員の健康管理、公休消化など、職員間の話の場を設けながらモチベーションが維持できる環境を整えていきます。人材を確保するために、今後もホームページの活用と、多数の紹介会社などに声を掛けながら、常勤・非常勤職員を雇用してサービスの安定を図ってまいります。

現在、数床の別途が空いている状態となっています。早急な空床解消に向けて、成城訪問看護ステーションサテライト中町訪問看護ステーション、中町介護保険サービスを始めてとして、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・医療機関への情報提供や営業活動を行いながら、稼働率の上昇に取り組んでまいります。

今後に向けて、現在、2ユニットで事業展開していますが、再び3ユニットでの事業展開を目指して職員の採用を行ってまいります。

2. 事業運営

(1) 人員配置

昨年度も職員不足により派遣職員を頼らざるを得ない状況が続いており、日中のフロアー職員3名体制を確保できないことが続いていました。

年明けより職員を採用しておりますが、夜勤業務を派遣職員が担っている日数が多いことから、直接雇用職員を増やしながら徐々に入替を進めてまいります。

(2) 人材育成

世田谷区の研修費助成制度などを活用しながら、オンラインでの外部研修や対面での研修にも参加し、個人の経験や能力に応じ職員の専門職としてのスキルアップを図ります。内容としては、①身体拘束・高齢者虐待②感染症の予防について③防災について④AED操作訓練などを実施予定です。

(3) 地域交流・活動

徐々に町会行事が行われるようになりました。今後様子を見ながら交流・参加を再開していきます。

日々の散歩などの外出などの活動、季節行事などを通し利用者が心身ともに安定した生活が送れるよう支援していきます。また、ふるさとの理念である自立支援を念頭においたケアは引き続き継続し、日常生活動作の中から身体機能の維持向上を図ります。

(4) 運営推進会議

令和 6 年度は 2 ヶ月ごとに開催した会議は、対面式での会議を持つことが出来ました。今後も感染予防を行いながら対面式で行っていきます。ホームの施設経営と利用者の生活支援の状況報告、及び身体拘束や虐待防止の取り組みなども報告していきます。

(5) 医療連携

日々の健康管理、緊急時対応等、往診医師、訪問看護との連携を密に展開していきます。令和 6 年度の 11 月に 2 階が新型コロナウイルスのクラスターが発生しましたが、それ以降は再発することなく経過しています。引き続き、医療職と連携を図りながら各種の予防接種の施行や感染予防を徹底しながら入居者の健康状態の把握・重症化予防なども行ってまいります。

(6) 家族との交流

令和 6 年度も、感染予防をしながら事前に予約をしていただき面会をすることが出来ました。その後、新型コロナウイルスのクラスターの発生により一時的に中止になることもありましたが、落ち着いてから面会・外出を再開することが出来ています。引き続き感染予防を行いながら面会・外出を行ってまいります。

ご家族から好評の声をいただいている利用者の様子の報告は、日々の様子や行事風景などの写真を入れて、今後も普段の生活の様子を報告していきます。

令和7年度 事業計画

社会福祉法人古木会
喜多見グループホームかつらの木

1. 事業方針

新規利用者が前年度内で3名あり、退所者が5名となった。現在は空床が4床となっている。今年度は不安定な経営状況に陥ることのないよう、地域の居宅介護支援事業所や区の保健福祉課にもPRし満床を目指します。また入居対象希望者を獲得する為に、数ある施設の中から選ばれる施設づくりを行います。

職員の人員不足の状況は常態化しており、2名が退職し新たに派遣職員1名を含む計2名採用の補充に留まっており改善が難しい。1階ユニットについては、職員の約半数が夜勤不可の契約条件となっており公休消化の為には管理者が夜勤業務を担わなければならない状況となっている。今年度も職員の離職を防ぐため処遇改善に取り組み、また新規職員の確保に向け、施設のPRにより一層取り組みます。

利用者支援においては、地域の中で繋がりを持ち地域住民の一員として生活が営めるよう積極的に地域に展開し活動します。虚弱化する利用者の特性を踏まえ、感染予防への取り組みを継続しながら、地域と連携を図り町会等地域住民の協力を得て地域貢献事業にも取り組みます。

2. 事業内容

地域の居宅介護支援事業所や区の保健福祉課などへPRを積極的に行い、ホームの認知度を高めるとともに、リニューアルしたホームページを活用しながら入居希望者の目に留まる魅力のある施設づくりを目指します。またベッド管理の具体策として、開設当初より家具類は全てご家族が持ち込み在宅時を再現した馴染みのある環境で過ごせるような配慮を行っていたが、時代の変化と共にご本人・ご家族のニーズも変わってきたことに対応する為、収納箆箆2竿をご退所となった居室から順次設置を開始し、ご入所時のご家族・ご本人の利便性向上に努めベッド稼働率を維持できるようにします。

- (1) 介護職員人材確保の具体策として、新規採用が困難である現状を踏まえ、職員への処遇改善等で離職者を出さないことを目指します。また研修参加や資格取得などへの協力で個々のモチベーションの維持、向上を目指し助言や相談に応じます。職員採用に関しては、ホームページやWeb広告を活用して、施設のPRを行い、短時間勤務の雇用等勤務形態の見直しや人材採用活動助成金等も活用して人材の確保に努めます。

- (2) 季節行事（4月お花見外出・9月敬老のお祝い会・12月クリスマス会

等)をご家族やボランティアの参加、協力を得ながら実施します。外出活動等を個々のニーズに合わせて行います。自立度の高い利用者の個別ニーズに対応し、感染症流行時等に左右されない、密にならずともできる生活目標を掲げて実施できるよう計画します。その他、誕生会の実施や日々の活動を充実させ、アクティビティ(健康体操・音楽レク・趣味活動等)を利用者の希望に沿って実施します。介護予防の為には、日常生活での家事も機能訓練の一部として職員が同行し生活がより充実するように支援します。

- (3) 日々の生活における健康管理を医療と連携しながら行います。内科医訪問診療(月2回)の他、成城訪問看護ステーションの定期訪問(週1回)、訪問歯科(隔月1回)の協力を得て、利用者の心身の変化に迅速に対応します。また勤務体制・職員配置に関係なく緊急時迅速に連絡等対応できる体制づくりに努めます。
- (4) 感染症予防・転倒等事故防止について。施設内での感染症予防として、消毒清掃と利用者、職員、訪問者の手洗い・うがい、マスクの着用を励行します。季節性感染症流行時期を前に、予防接種や感染症予防対策の研修を行い感染拡大防止するよう研鑽に努めます。転倒等事故防止の為、利用者の心身変化をリアルタイムに把握します。ヒヤリハット報告書を活用し情報共有を行い利用者の心身の状態を課題分析し、予測した対応を行います。
- (5) 「運営推進会議」を2か月毎(年間6回)に開催します。地域住民、地域包括職員、入居者やご家族、職員の参加により、施設運営と利用者の生活支援の状況報告、及び身体拘束や虐待防止の取り組み等も報告します。
- (6) 職員研修は、個人毎の経験や能力に応じ法人研修や外部研修等に職員が参加しスキルアップに努めます。特に義務化された身体拘束や虐待についての研修は年に2回全職員が参加できるよう体制づくりに努めます。研修実施の際、区による研修費助成を活用し、研修制度の充実を図ります。また資格取得時には、勤務調整により研修や講習に参加できるよう資格取得に向けた協力を行います。
- (7) 前年度実施した第三者評価結果に基づき、サービスの質の自主評価・検討を実施します。サービスの質の向上のために、利用者支援やサービス内容等について施設職員が自主評価と検討・改善を行います。
- (8) 災害対策等緊急時に向けての対応。年に2回以上、利用者・職員全体で防災避難訓練を定期的実施します。利用者全体が重度化している傾向の中で、利用者ひとり一人に合わせた避難方法を訓練の中で共有します。また水害被害の教訓を生かし、ホームでの垂直避難訓練や外部避難場所の確保等、緊急時対応マニュアルに基づき法人内、BCP(事業継続計画)の職員

への周知や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また、地域町会とも連携を図り年に 1 度行われる地域防災訓練にも可能な限り参加し、顔の見える関係づくりと互助の体制の維持に努めます。

(9) 個人情報の保護について。個人情報の保護については、日常の電話対応等も含め、利用者情報の取り扱いに注意事項について、年に 1 回、職員研修等を通じて周知します。

(10) 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）。事業運営の他、その知識、経験、人材等の専門性を活かし地域住民が認知症に対する認知度、理解度を高められるような活動、関係機関（あんしんすこやかセンター）と連携を図ります。また町内会会合に積極的に参加し、施設機能を活かした地域住民への貢献事業を企画し、地域における認知症ケアの拠点として、社会的責任を果たしていけるよう努めます。

令和7年度事業計画

梅丘あんしんすこやかセンター

1、総合相談（相談対応、PRと地域づくり活動、実態把握）

- 相談内容に応じて速やかに関係機関と連携を図り、ワンストップを意識して対応する。
また状況に応じて地域の社会資源も利用ができるように提案を行う。
- 町会自治会連合会議や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員運営協議会等への出席を行い、地域ネットワークの構築に努める。また、年間6回の広報紙の作成と配布を通し、病院や薬局、商店街、金融機関など関係機関と連携を図り地域づくりに努める。
- 年間の実態把握件数目標を 900 件とする。予防の取組みの必要性がある方や、継続した支援が必要な方は、毎日のミーティングを活用して専門職の助言を行いながら対応方法を検討する。

2、権利擁護事業（虐待、成年後見、消費者被害）

- 虐待の早期発見のポイントを地域や関係機関に周知し、早期に相談通報をいただけるよう取り組む。また、虐待の通報時には、保健福祉課と連携を図り迅速に対応を行う。
- 認知機能の低下等により成年後見制度が必要と思われる方には、制度についての説明を行い、必要に応じて成年後見センター等との連携を図り対応する。また、広報紙等を活用し、制度の周知を図る。
- サロンや自主グループなど高齢者が多く集まる場で、「見守り新鮮情報」などを活用して消費者被害の注意喚起を行う。情報が寄せられた際には、消費生活センターや警察署へ速やかに連絡を行い、被害拡大を防ぐ。

3、包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャー支援）

- 「梅松ケア会議」や「北沢地域ケアマネスキル向上委員会」で他地区のあんしんすこやかセンターと合同で、事例検討会や研修会などを開催し、ケアマネジャーのスキル向上に努める。
- ケアマネジャーからの困難ケースの相談では、同行訪問や個別ケース会議の開催などを速やかに実施し、対応方法を検討していく。

4、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）

- 地域デイサービスや筋力アップ教室、専門職訪問事業など様々な資源を活用し、意欲を持って介護予防の取り組めるようケアマネジメントを実施する。
- 「オンライン体操会」を月に2回実施し、自宅に居ながら気軽に、また継続して介護予防に取り組めるようにする。
- 男性も積極的に地域活動への取組みができるよう、男性のみが参加する体操グループの継続的な支援を行い、必要時には新たにグループを立ち上げる。

5、認知症ケア推進（認知症ケアの推進）

- 認知症への備えを行うこと、また新しい認知症観を地域に浸透させるため、年間3回以上アクション講座を開催する。

- 月に1回のアクションチーム（うめカフェ）の運営を法人の支援を受けながらボランティアの方とともにいきいきと過ごせる場としていく。
- 隔月で開催している男性介護者ぴあエールの会、介護者の会を継続し、介護している家族等への支援に努める。
- もの忘れチェック相談会や初期集中支援事業を計画通りに実施し、早い段階から支援の導入に取り組む。

6、あんしん見守り事業（見守り対象者の支援）

- 孤立の恐れや必要な支援の導入が困難と思われる方などを把握した場合には、ミーティングでの共有を図り継続した対応や見守り訪問ができるよう計画する。また、毎月1回、ミーティングで各職員の見守り対象者の情報を共有する。
- 見守り対象者リストは紙ベースでも保管し、災害時等にすぐに安否確認ができるようにする。

7、在宅医療・介護連携（在宅医療、介護連携の推進）

- 月に1回の地区連携医事業を通して医療と介護関係者の連携を図り、在宅療養を必要とされる方がチームケアで必要な支援が受けられるよう努める。また、介護サービス事業者のスキルアップを図る機会とする。
- 「終活カフェ梅丘」の講話で在宅療養についての周知を図り、在宅での医療が必要となった地域住民が安心して在宅療養が出来るよう取り組む。

8、地域ケア会議（地域ケア会議の実施）

- 地域ケア会議Aを2件以上、会議Bを2件以上、計画的に実施する。全職員で会議で検討された地区課題やその取り組み内容を共有し、速やかに取り組むを行う。
- まちづくりセンター、社会福祉協議会、児童館との四者連携会議において会議Bで把握された地区課題を共有し、地域で行う取り組みでは連携を図って実施する。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

（身近な地区における相談支援の充実、参加と協働による地域づくりの推進）

- 複合的な課題を持つ相談に対して、関係機関の連携を速やかに図り対応する。特に、多機関での連携が必要なケースについては、昨年度から実施されている多機関協働事業の活用について保健福祉課や生活支援課に相談を行う。
- まちづくりセンター、社会福祉協議会、児童館との四者間で、四者連携会議や「朝の会」を通して地区の課題を共有し、解決に向けて取り組みにおいても連携を図る。
- 2年前から実施している「みんなで一緒に食事会」を年間に3回、四者連携で開催し、高齢者と児童など多世代での交流を図る機会とする。

令和7年度事業計画

祖師谷あんしんすこやかセンター

1、総合相談（・相談対応・PRと地域づくり活動・実態把握）

- 窓口相談での多種多様な相談に対して、的確な状況把握を実施し、相談内容に即したサービスや制度に関する助言、関係機関の紹介を行う。職員は積極的に各種研修に参加する。
- 毎日のミーティングで、アセスメントや対応に不足がないか全職員で確認し、3職種の立場から助言を行う。支援困難ケースは、状況と今後の支援方針の確認を随時行う。
- 社会福祉協議会と共にサロン、高齢者クラブなどを訪問し相談窓口のPRを行う。民生委員協議会にて複数回事業説明と個別相談の機会を設ける。
- 会議の開催、参加、地域の社会資源の把握を行い、地域包括支援ネットワークづくりに取り組み、高齢者支援につなげる。
- 区の訪問対象者リスト以外にも75歳以上の独居または高齢者のみ世帯から出来るだけ多くの実態把握訪問を行い年間880件以上の訪問を行うことを目標とする。
- 広報誌を年6回発行し、町会、図書館、商店街、医療機関、薬局等への配布と、法人ホームページへの掲載、地区社協のメルマガ配信により相談窓口のPRを行う。
- いきいき講座を年3回以上、デジタル講座を2回以上開催する。

2、権利擁護事業（虐待、成年後見、消費者被害）

- 虐待と思われる通報を受けた場合は迅速に対応し保健福祉課と連携していく。ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、町会、民生委員や地域住民への啓発と、リスクのある事例について予防的な支援等について検討し早期発見、早期対応に取り組む。
- 権利擁護の必要と思われる方には、成年後見センターと連携して適切な制度へ繋げていく
- 消費者被害の防止のため、消費生活センターや警察と連携して啓発活動を行っていく。
- なるべく多くの方へ特殊詐欺対策用自動通話録音機の導入の支援を行う。

3、包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャー支援）

- 地域課題や困難事例に対して多職種や他機関との連携を行っていく。
- 主任ケアマネジャーとの毎月の連絡会で地区の課題を検討する。事例検討会を年2回以上開催し、ケアマネジャー支援を行っていく。
- ケアマネジャーからの相談に迅速に対応し、困難ケースについては関係機関との連携を図りながら助言や同行訪問等の支援を行っていく。

4、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）

- 自立した生活を送れるよう、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを実施する。
- 個別ケース検討を通した地域ケア会議A、地域ケア会議Bをそれぞれ2事例以上開催する。
- 講座やサロンへの訪問、実態把握訪問や来所相談時に必要に応じて基本チェックリストを実施し、介護予防事業対象者把握を行う。健康長寿ガイドブック、介護予防手帳等を活用

してフレイル予防の普及啓発を行う。筋力アップ教室の修了者や実態把握で必要と思われる方を一般介護予防事業につなげ、自主的な運動に取り組めるよう支援する。

5、認知症ケア推進（認知症ケアの推進）

- そしがやローズと名付けたアクションチームの活動を、四者で連携しながら支援していく。
- 認知症に関する講座を年3回以上実施し、認知症があっても住みやすい地域にしていける。
- 家族会を年4回実施し、家族介護者の支援を行う。
- 地区型もの忘れチェック相談会を開催する際は、その周知を行い必要な人を案内する。
- 広報誌で、もの忘れ相談窓口・家族会等のPRをおこなう。
- あんすこ主催の認知症カフェ「ひまわりカフェ」を毎月1回開催する。

6、あんしん見守り事業（見守り対象者の支援）

- 見守りについては、見守りコーディネーターが中心となり、見守りサービスメニューの更新・見守りボランティアの登録及び訪問派遣の調整を行う。
- 実態把握訪問や日々の相談業務の中から、社会的孤立の恐れのある高齢者の早期発見を行う。見守り対象者に関しては毎月1回会議を開き、報告と支援方針の検討を行う。
- 民生委員、警察などから一度通報のあった高齢者あるいは家族や近隣が心配するも自立意識が高くサービス導入に至らない高齢者等に関しては、その後の経過を把握し相談を継続するように努める。
- 行政や介護サービス等に拒否がある高齢者に関しては、あんしんすこやかセンターとの関係が構築できるよう定期的な訪問に努める。

7、在宅医療・介護連携（在宅医療、介護連携の推進）

- 医療と介護の連携シート、口腔ケアチェックシートの普及・活用に努めていく。
- 在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図る。年1回区民向け講座を開催する。
- 「世田谷区在宅療養資源マップ」等を活用し、在宅療養に関する相談支援を行う。
- 医療と介護の連携を円滑に推進するために、地区連携医や関係機関と協働して取り組む。

8、地域ケア会議（地域ケア会議の実施）

- 主任ケアマネ連絡会やケアマネジャー支援を通して個別事例の支援を行う。地域ケア会議Bを年2回以上開催し、個別事例の検討・解決、ケアマネジメント力の向上、支援ネットワークの構築、地区・地域課題の把握をしていく。
- ケアマネジャーの困り事から地区課題を把握し、解決していけるよう支援する。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

（身近な地区における相談支援の充実、参加と協働による地域づくりの推進）

- 障害や母子・子育て関係、生活困窮等の相談を適切な部署につなぎ、必要時は連携して支援を行う。
- 区や都が開催する相談拡充分野の研修に参加し、知識やスキルの向上を図る。
- 「公社けやきの会」「北部ふくし検討会」においては、運動サロン、買い物ツアー、ごみ出し支援など四者連携での検討に沿って支援を継続する。
- 「砧地域ご近所フォーラム」実行委員会に参加し、関連機関との関係づくりを行う。

令和7年度事業計画

成城あんしんすこやかセンター

1、総合相談（・相談対応・PRと地域づくり活動・実態把握）

○さまざまな相談に対し、専門的なニーズの把握と的確な対応ができるようアセスメントを行い、関係機関と連携を図りながら、適切な機関やサービス、制度へつなげていく。

○商店街振興組合による成城さくらフェスティバル、自治会の防災会議や落ち葉掃き、団地の執行部会、地区社会福祉協議会や民生委員協議会などの会議への参加を通し、地域包括支援ネットワークづくりに取り組む。

○自治会広報誌へ毎月の記事掲載やあんすこ便りの活用により、あんしんすこやかセンターの事業紹介や介護予防事業の啓発を行うとともに、あんしんすこやかセンターのPRにつなげる。

○実態把握訪問は区の訪問対象者リストの他、新規転入者や75歳以上の独居または高齢者のみ世帯を中心に年間900件を目標とする。

2、権利擁護事業（虐待、成年後見、消費者被害）

○対応した虐待ケースは、虐待対応進行管理表を作成し、進捗状況を所内で情報共有し、保健福祉課と連携を図り対応する。また、ケアマネジャーや民生委員などへは虐待防止パンフレットを用い、虐待の早期発見・早期通報を呼びかける。

○高齢者の実態把握訪問時に警察と同行訪問する機会を作り、地域住民へ消費者被害防止を啓発する。

3、包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャー支援）

○地区のケアマネジャーと連携して事例検討会や勉強会を年5回実施し、また社会資源の把握や情報提供を行うことでケアマネジメント力の向上を支援する。

○ケアマネジャー対象の地区包括ケア会議や合同の研修会を、地域の主任ケアマネジャーと連携して砧地域の5か所のあんしんすこやかセンターで合同開催する。

4、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）

○週1回水曜日に「ネットでの運動・通いの場」を継続し、自宅でも気軽にフレイル予防の取り組みができるよう支援する。

○要支援や事業対象者へ筋力アップ教室や専門職訪問事業を積極的に案内し、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに取り組んでいく。

○昨年度立ち上げた体操自主グループやサロンへの訪問や実態把握訪問等で介護予防手帳の普及啓発を行い、高齢者のセルフマネジメントを支援する

○いきいき講座を年3回し、フレイル予防に有効な情報提供をしたり、スマホ講座を年3回開催していき、スマートフォンがコミュニケーションツールの一つとして便利に活用できるよう支援していく。

5、認知症ケア推進（認知症ケアの推進）

○総合相談や実態把握訪問等において認知症の相談を受けた場合、認知症初期集中支援チーム事業やもの忘れチェック相談会を案内し、当事者と家族への早期対応・早期支援を行う。

○地域住民や地域で活動してる幅広い年齢層へ向け、世田谷版認知症サポーター養成講座（アクション講座）を開催し、多くの住民が新しい認知症観の転換を持てるよう普及啓発を行う。

○アクションチームでは、認知症当事者の思いを聞きながら、チーム員と三者が連携し、定例会またはチーム活動を実施していく。

○NPO 法人語らいの家との「認知症の人を支えるための家族相談会」を年 11 回行い家族介護者の支援を行う。

6、あんしん見守り事業（見守り対象者の支援）

○実態把握訪問や窓口相談、民生児童委員等からの情報提供により、社会的孤立等の状態にある高齢者の把握及びアセスメントの実施について、毎月所内で見守りフォローミーティングで検討し、見守り対象者の今後の支援目標を決定していく。

○マンション管理人・薬局・商店などへ見守り活動の協力を呼びかけ、見守りネットワーク構築に努める。

7、在宅医療・介護連携（在宅医療、介護連携の推進）

○在宅療養相談においては、関係機関との連携を図りながら、本人の取り巻く状況に沿った在宅療養への支援体制を整えていく。

○地域住民向け ACP 講座の開催や ACP ガイドブックの配布をしていき、自身の人生を振り返るとともに、自身の思いをどのように形にしていくか考える機会を作っていく。

○地区連携医事業では地区の主任ケアマネジャーと協働し年間計画を立て、多職種事例検討会を通し、医療に関するニーズを引き出し、共に学びながらネットワークを構築する。

8、地域ケア会議（地域ケア会議の実施）

○地域ケア会議 A を年 2 回開催し、自立支援を目指したケアマネジメントの実践を目指す。また関係機関と共に地域資源の活用や地区・地域課題の共有と検討を行い、支援ネットワークの強化につなげるよう取り組む。

○地域ケア会議 B を年 2 回開催し、まちづくりセンター、社会福祉協議会、児童館の他、地区のケアマネジャーや事例に関係する機関と共に、地区・地域課題の把握や解決への具体的な取り組みにつなげていく。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

（身近な地区における相談支援の充実、参加と協働による地域づくりの推進）

○まちづくりセンターや社会福祉協議会地区事務局と協働し三者連携での成城セカンド・コミュニティ会議と 8989(わくわく)ネットワークの会議や活動に参加し住民による地域づくりや見守り活動を広げていく。

○複合的な課題を持つ相談拡充に該当する相談でも適切な支援につなげられるよう、専門相談機関と連携を図る。

令和7年度事業計画

喜多見あんしんすこやかセンター

1、総合相談（総合相談、地域ネットワーク構築及びPR、実態把握）

○相談業務では、アセスメントを行いニーズの把握に努め必要な支援につなげる。特に相談内容が多岐にわたる場合は関係機関との連携を図りながら対応する。

○サロンなどの活動団体へ、あんしんすこやかセンターのPRや認知症・介護予防等の啓発活動などを行う。

○あんすこ便りを年6回発行し、町会の回覧や薬局、商店へ配布する。あんすこ便りは法人のホームページにも掲載する。

○実態把握として区からのリストの他、年間で900件以上の訪問を行う。訪問時は、介護予防や消費者被害の防止なども普及啓発する。転入者や65歳になった方を中心に地域デビューバックを配布し、地域活動への啓発を行う。

2、権利擁護事業（虐待、成年後見、消費者被害）

○虐待防止や早期発見の為、ケアマネジャーや民生委員等に対して啓発する。虐待管理表をもとに、保健福祉課などの関係機関と連携し対応を行う。

○成年後見制度が必要と思われるケースに関しては、成年後見センター等関係機関と連携し、支援していく。また、民生委員やケアマネジャーに対して啓発を行う。

○高齢者が集まる場や広報紙等を活用し、消費者被害に関する情報を伝え注意喚起を行う。さらに、高齢者の実態把握訪問時に警察と同行訪問する機会をつくる。また、消費者被害が発生した場合は消費生活センターや警察と連携して対応する。

○いきいき講座では、筋力アップ体操講座、ACPについて、成年後見制についての講座を実施する。

3、包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャー支援）

○地区の主任ケアマネジャーと協働して地区連携医事業を活用し医療の研修や事例検討を行うほか、地域の社会資源の情報提供し、ケアマネジャーのスキルアップを図る。

○ケアマネジャーからの困難事例などは必要に応じて同行訪問やケース会議を開催し支援を行う。

4、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）

○実態把握やサロン訪問などを利用し、基本チェックリストを実施する。該当者にはニーズを把握し、筋力アップ教室などその人に合わせたサービスを提案する。

○いきいき講座は介護予防の体操やデジタル講座などを含め年5回実施する。まちづくりセンターとの共催や地区の社会資源を活用する。

5、認知症ケア推進（認知症ケアの推進）

○認知症初期集中支援チーム事業（6事例提出を目標とする）や地区型もの忘れチェック相談会を活用し、認知症高齢者及びその家族を支援する

○家族支援として、単独での介護者の会を年5回開催し気軽に参加できるように内容を工夫する。また、うなかふえなどの認知症カフェの開催支援も行う。

○サロン参加者などの地域住民を中心にアクション講座を通し、認知症希望条例の普及啓発を行う。年間3回を目標に開催する。

○認知症希望条例に基づき、認知症当事者の思いを生かしたアクションチームの結成を進める。

6、あんしん見守り事業（見守り対象者の支援）

○相談業務や訪問で孤立など見守りが必要な方の把握に努め、状況確認や支援方針を毎月のカンファレンスで検討する。

○見守りボランティアの育成を行い、必要な方への見守りをお願いするとともに交流会を開催するなどボランティアへの支援も行う。

7、在宅医療・介護連携（在宅医療、介護連携の推進）

○事例検討などを通し、ケアマネジャーなどの介護職や医療職との多職種連携を図る。

○相談対応ができるよう医療情報を整理しておくと共に、ニーズが高くても在宅での生活が円滑に送れるよう支援する。

○地区住民に対し在宅医療の普及啓発を図るため、講座を実施する。

8、地域ケア会議（地域ケア会議の実施）

○地域ケア会議は、介護予防を目的とした会議A、困難ケースや地域包括ネットワークの構築など目的にした会議Bをそれぞれ年間2～3回行う。

○地域ケア会議であがった地域課題に対し、必要に応じて具体的な取り組みを行う。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

（身近な地区における相談支援の充実、参加と協働による地域づくりの推進）

○生活困窮や障害、難病など高齢以外の相談は、適切な部署へつなぐことができるよう日頃から関係機関と連携をとっていく。

○まちづくりセンターや社会福祉協議会地区事務局と協働し、地区課題としてあげられている高齢化率の高い団地で月1回「だんだんの会」を開催する。その他、必要な地域づくりに取り組む。

令和7年度事業計画

船橋あんしんすこやかセンター

1、総合相談（・相談対応・PRと地域づくり活動・実態把握）

- 相談対応では、相談内容を的確にアセスメントし、必要なサービスにつなげるとともに、必要に応じて関係機関と連携していく。
- あんすこ便りは商店や薬局などを通して配布する。また、社協のサロンなどにも参加しあんすこのPRを行う。地域住民へは、町会の掲示板を使いPRする。
- 町会や民生委員、社協などの団体の会合に参加し、地域住民とのネットワークを目指す。
- 実態把握は年間1100件行う。区からのリストの他、計画的に訪問する。

2、権利擁護事業（虐待、成年後見、消費者被害）

- 虐待について通報があった場合は、速やかに保健福祉課や関係機関と連携しながら、早期に対応する。また、疑われるケースや虐待に発展する可能性があるケースについても把握して、予防的支援を行う。
- 成年後見制度の必要性がある場合は、成年後見センターや保健福祉課と連携していく。また、日ごろから成年後見制度について住民等に周知していく。
- 消費者被害防止のため、成城警察署の職員と同行訪問し、啓発を行う。

3、包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャー支援）

- 主任ケアマネジャーとともに研修や事例検討などを企画するとともに、地域の社会資源についても情報提供を行い、ケアマネジャーのケアプラン作成の質の向上をめざす。
- ケアマネジャーが支援困難な個別ケースについては、可能な限り同行訪問し解決のための支援を行う。

4、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）

- 訪問時や講座の時などには基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当する場合は筋力アップ教室などの介護予防サービスにつなげていく。
- あんしんすこやかセンターが支援している3つの体操教室が自主化できるよう支援を行う。
- 介護予防ケアマネジメントの質の向上のため、ケース会議を行い必要な支援の方法について検討する。（専門職訪問なども活用する）

5、認知症ケア推進（認知症ケアの推進）

- 認知症に関する相談では、認知症初期集中支援チーム事業やもの忘れチェック相談会などその人にあわせた事業を案内し、当事者と家族への早期対応・早期支援を行う。

- 民生委員と共に行っている認知症カフェは、家族支援の場ともなるように内容を検討して定期的に開催する。
- 前事業所から引き継いだアクションチームは、ミニデイとして活動が継続できるように後方支援を行う。
- アクション講座は地域のサロンを中心に3回開催できるよう、関係を構築していく。

6、あんしん見守り事業（見守り対象者の支援）

- 実態把握訪問や地域の方からの情報で見守りが必要と思われた場合は、見守りフォローリストに載せ、毎月のミーティングで状況報告を行い必要な支援の方法などを検討する。
- 見守りボランティアの利用が継続できるよう、支援を行う。
- 町会や民生委員など地域の活動している人との顔の見える関係を構築し、見守りのネットワークをめざす。

7、在宅医療・介護連携（在宅医療、介護連携の推進）

- 地域住民に対し、ACP 講座の開催や ACP ガイドブックの配布を行い、人生の最後をどのように迎えるか家族で考える機会を作っていく。
- 地区連携医事業では地区の主任ケアマネジャーとともに年間計画を立てる。多職種で行う事例検討会や医療講座を通し、他職種の考え方の違いなどを知ることにより良い連携がとれるようネットワークの構築を図る。

8、地域ケア会議（地域ケア会議の実施）

- 地域ケア会議 A は年2回実施する。会議には職員全員が関わるようにし、自立支援のケアマネジメントができるように質の向上をめざす。また課題解決のため、地域資源の活用や発掘に取り組む。
- 地域ケア会議 B は、問題となっている事例を中心に年2回開催する。事例に関係する機関の他、まちづくりセンターや社会福祉協議会などにも参加をよびかけ、地区や地域の課題を把握し、解決にむけた具体的な取り組みを検討していく。

9、地区包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口）

（身近な地区における相談支援の充実、参加と協働による地域づくりの推進）

- まちづくりセンターや社会福祉協議会地区事務局、児童館と協働し四者連携の中で、地区課題の把握やその取り組みを話し合い、協働していく。
- 障害や子育てなど高齢者以外の相談に対応できるように、研修会に参加するとともに、関係機関との連携を図っていく

令和7年度 あんすこ実績				成城			祖師谷			梅丘			喜多見			船橋			
				目標	前期	年間	目標	前期	年間	目標	前期	年間	目標	前期	年間	目標	前期	年間	
延べ相談件数						0			0			0			0			0	
うち相談拡充相談件数						0			0			0			0			0	
内訳	訪問					0			0			0			0			0	
	来所					0			0			0			0			0	
	電話					0			0			0			0			0	
	その他					0			0			0			0			0	
実績把握(②③④合計)				900		0	880		0	900		0	900		0	1100		0	
ケアマネジメント実施件数				1720		0	1870		0	1815		0	1730		0	3010		0	
内訳	予防給付	実施件数	900		0	0	1000		0	1000		0	950		0	1500		0	
		内 初回(委託含)			0		0		0		0		0		0		0		0
		内 委託			0		0		0		0		0		0		0		0
	ケアマネジメントA	実施件数	800		0	0	840		0	800		0	760		0	1500		0	
		内 初回(委託含)			0		0		0		0		0		0		0		0
		内 委託			0		0		0		0		0		0		0		0
	ケアマネジメントB	実施件数	20		0	0	30		0	15		0	20		0	10		0	
		内 初回			0		0		0		0		0		0		0		0
		実施件数			0		0		0		0		0		0		0		0
	ケアマネジメントC	実施件数			0		0		0		0		0		0		0		0
		内 初回(委託含)			0		0		0		0		0		0		0		0
		内 委託			0		0		0		0		0		0		0		0
	ケアマネジメントA	実施件数			0		0		0		0		0		0		0		0
		内 初回(委託含)			0		0		0		0		0		0		0		0
内 委託				0		0		0		0		0		0		0		0	
ケアマネジメントB	実施件数			0		0		0		0		0		0		0		0	
	内 初回			0		0		0		0		0		0		0		0	
	実施件数			0		0		0		0		0		0		0		0	
ケアマネジメントC	実施件数			0		0		0		0		0		0		0		0	
	内 初回			0		0		0		0		0		0		0		0	
	実施件数			0		0		0		0		0		0		0		0	
地区版地域ケア会議				4		0	4		0	4		0	4		0	4		0	
地区包括ケア会議(地区連携医含む)						0			0			0			0			0	
家族介護者の会						0			0			0			0			0	
いきいき講座・デジタル講座				5		0	5		0	5		0	5		0	5		0	
その他出席の会議						0			0			0			0			0	
研修等出席回数(従来事業)						0			0			0			0			0	
研修等出席回数(相談拡充)						0			0			0			0			0	